



2023年5月11日

各位

上場会社名 井村屋グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大西 安樹
(コード番号 2209 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役副社長ファイナンス室長 富永 治郎
(TEL 050-1791-2014)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、取締役会議長の選任にかかる定款一部変更について「定款一部変更の件」を第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、代表取締役以外の取締役に於いても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第25条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。</u>	第4章 取締役および取締役会 第25条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役に招集し、議長となる。</u> 2 <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会 2023年6月23日 (予定)
定款変更の効力発生日 2023年6月23日 (予定)

以上